

# 平成30年度税制改正～所得税～

## 公的年金等控除の見直し

平成30年度税制改正により公的年金等控除の見直しが行われました。その改正内容についてお知らせいたします。

### ●年金以外に特に高額の副収入がある者について公的年金控除を引下げ

改正前の公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす人と同じ控除が受けられる制度でした。この公的年金等控除について見直しが行われました。

### 公的年金等控除

① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。

- 控除額を一律 10 万円引き下げる。
- 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額については、195 万 5 千円の上限を設ける。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が  
1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額を上記の見直し後の控除額から一律 10 万円、  
2,000 万円を超える場合の控除額を上記の見直し後の控除額から一律 20 万円、  
それぞれ引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなる。

イ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合、次の（イ）の定額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計額（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）

（イ）定額控除 40 万円

（ロ）定率控除

（50 万円控除後の公的年金等の収入金額）

360 万円以下の部分 25%

360 万円を超え 720 万円以下の部分 15%

720 万円を超え 950 万円以下の部分 5%

（ハ）最低保障額

65 歳未満 60 万円

65 歳以上 110 万円

ロ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合、次の（イ）の定額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計額（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）

（イ）定額控除 30 万円

（ロ）定率控除

（50 万円控除後の公的年金等の収入金額）

360 万円以下の部分 25%

360 万円を超え 720 万円以下の部分 15%

720 万円を超え 950 万円以下の部分 5%

（ハ）最低保障額

65 歳未満 50 万円

65 歳以上 100 万円

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合

次の（イ）の定額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計額（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）

（イ）定額控除 20 万円

（ロ）定率控除

（50 万円控除後の公的年金等の収入金額）

360 万円以下の部分 25%

360 万円を超え 720 万円以下の部分 15%

720 万円を超え 950 万円以下の部分 5%

（ハ）最低保障額

65 歳未満 40 万円

65 歳以上 90 万円

<適用時期>この改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。